

第1章

教育再生の着実な推進

総論

現在、政府においては、「教育再生」が重要課題とされており、内閣官房に設置された教育再生実行会議では、これまでに十一次にわたる提言が出されました。また、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会では、教育の振興に関する重要事項が審議され、答申等が行われています。文部科学省はこれらの提言や議論を踏まえるとともに、「教育基本法」の理念の下、「教育振興基本計画」に基づき、教育再生のための施策を推進しています。

本章では、まず第1節で、教育再生をめぐる議論の現状について、中央教育審議会と教育再生実行会議の検討状況等を紹介します。続いて、第2節では、平成30年6月に閣議決定された第3期教育振興基本計画について紹介します。最後に、第3節では教育政策に関する総合的な国立の研究機関として、国立教育政策研究所の活動について紹介します。

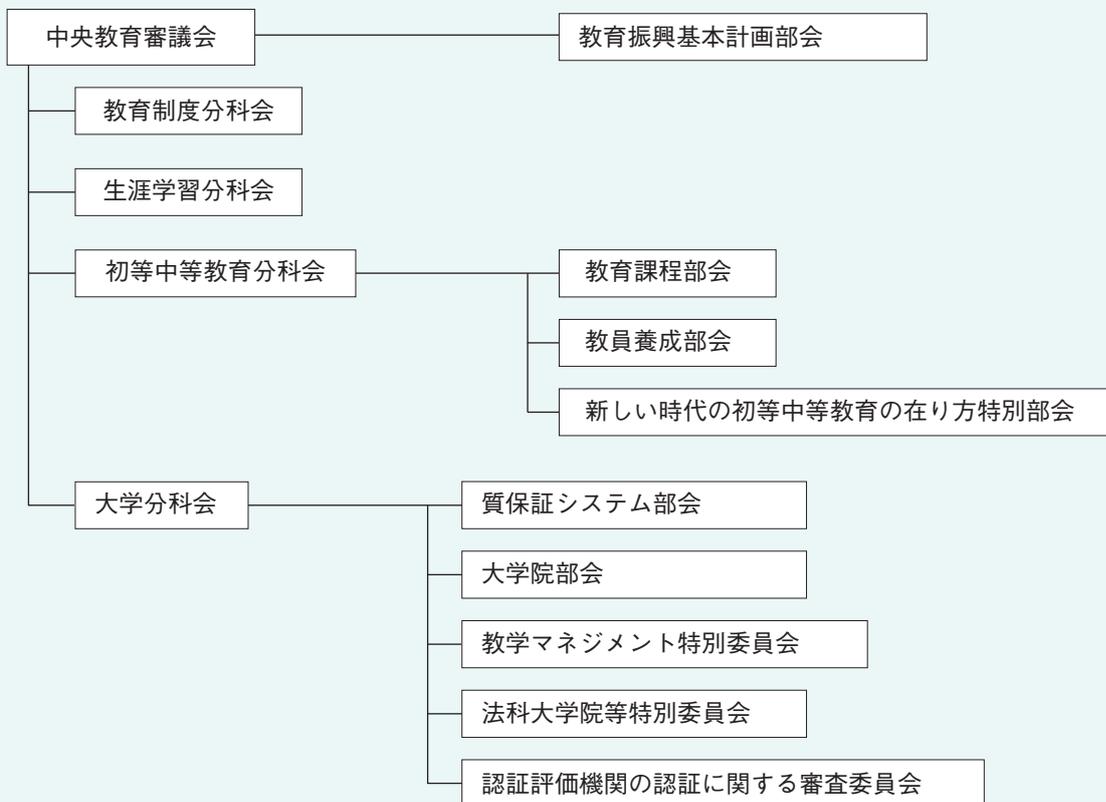
第1節 教育政策をめぐる動き

1 中央教育審議会

(1) 中央教育審議会について

中央教育審議会は、文部科学大臣の諮問に応じ、教育の振興、生涯学習の推進などに関する重要事項を調査審議する機関であり、教育改革の推進に当たって重要な役割を果たしています（図表2-1-1）。

図表 2-1-1 第10期中央教育審議会機構図



令和2年6月1日現在

(2) 第10期中央教育審議会

平成31年2月15日、第10期中央教育審議会委員が任命され、新しい審議体制が発足しています。第10期においては、以下の事項等について審議を行っています。

○新しい時代の初等中等教育の在り方について

平成31年4月17日に開催された中央教育審議会総会において、「新しい時代の初等中等教育の在り方について」諮問を行いました。本諮問は、初等中等教育における様々な課題を克服し、新しい時代を見据えて教育の質を高めるために総合的な検討をお願いするものです。

諮問の内容は大きく以下の4点です。

1. 新時代に対応した義務教育の在り方
2. 新時代に対応した高等学校教育の在り方
3. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方
4. これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等

現在、初等中等教育分科会の下に置かれた新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会を中心に、教育課程部会や教員養成部会など、関係する部会や有識者会議等において、審議が進められています。令和元年12月には、それまでの審議をふまえ、「新しい時代の初等中等教育の在り方 論点取りまとめ」が行われ、

- ・これからの学びを支えるICTや先端技術の効果的な活用
- ・義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方

等について、方向性が示されるとともに、今後検討すべき論点が提示されました。今後も引き続き、全国津々浦々の学校において質の高い教育活動を実施可能とする環境が整備され、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない個別最適化された学びが実現されるよう、検討を進めることとしています。

2 教育再生実行会議

教育再生実行会議は、21世紀の日本にふさわしい教育体制の構築に向けて教育改革を推進するため、平成25年1月から内閣総理大臣が開催しているものです。同会議は、令和元年5月までに十一次にわたる提言を行いました。これらの提言を受け、既にいじめ防止、教育委員会改革、大学ガバナンス改革及び教育研究力の強化、義務教育学校の制度化、教師の養成・採用・研修の一体改革、専門職大学及び専門職短期大学の制度化等について法改正等がなされるなど、様々な施策が実施に移されました。このように、教育再生実行会議は、教育再生の牽引力として大きな役割を果たしています（[図表 2-1-2](#)）。

直近の第十一次提言「技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について」では、Society5.0時代の到来を見据え、新技術を活用した教育については、全ての小・中・高等学校等における遠隔教育の活用、学校におけるICT環境の整備、教師によるICTを活用した指導力の向上等が提言されています。また、高等学校の改革については、普通科の在り方の見直し、文系と理系科目のバランス、地域が抱える課題の解決に向けた学びの推進等、高等学校の多様化を図る改革が提言されています。

文部科学省としては、本報告を踏まえ、今後とも提言の着実な実行に向け、関係省庁と協力して取組を進めていく予定です。

図表 2-1-2 教育再生実行会議の提言と取組

教育再生実行会議の提言と取組（第一次・第二次提言）

第一次提言 いじめの問題等への対応について
(平成25年2月26日)

- 【主な内容】
- いじめ対策のための法律の制定
 - 道徳の教科化、道徳教材の充実

- 「**いじめ防止対策推進法**」(平成25年9月28日施行)。施行後3年見直し規定を受け、国の基本方針の改定及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインを策定(平成29年3月)。
- 道徳教育用教材「私たちの道徳」を作成・配布(「心のノート」の全面改訂)(平成26年度より使用開始)。
- 中教審(注1)での議論を経て、「道徳の時間」を「**特別の教科道徳**」(小・中学校)として新たに位置付ける学習指導要領の一部改正(平成27年3月27日改正)。小学校は平成30年度、中学校は令和元年度から、**検定教科書を導入して「特別の教科道徳」を実施**。

(注1)「道徳に係る教育課程の改善について(答申)」(平成26年10月)

第二次提言 教育委員会制度等の在り方について
(平成25年4月15日)

- 【主な内容】
- 地方教育行政の権限と責任の明確化

- 中教審答申(注2)をとりまとめ、新教育長の任命・総合教育会議の設置・大綱の策定等を含めた「**地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律**」(**教育委員会制度改革**)(平成27年4月1日施行)。都道府県・市町村における新教育委員会制度への移行状況調査を実施(平成27年度～)。
- 新教育長の任命は、都道府県・指定都市で100%、市町村で96.0%実施済。総合教育会議は、都道府県・指定都市で100%、市町村で99.9%開催済。大綱は、都道府県・指定都市で100%、市町村で98.9%策定済。(平成30年9月現在)

(注2)「今後の地方教育行政の在り方について(答申)」(平成25年12月)

教育再生実行会議の提言と取組（第三次提言）

第三次提言 これからの大学教育等の在り方について
(平成25年5月28日)

- 【主な内容】
- グローバル化に対応した教育環境づくり
 - イノベーション創出のための教育・研究環境づくり
 - 学生を鍛え上げ社会に送り出す**教育機能を強化**
 - 社会人の**学び直し機能強化**
 - 大学のガバナンス改革**

- 小学校中学年での外国語活動の導入、小学校高学年での教科化、中学校段階における外国語教育の充実について、小・中学校学習指導要領を改訂(平成29年3月31日公示)。
- 高校段階における外国語教育の充実について、高等学校学習指導要領を改訂(平成30年3月30日公示)。
- 平成26年度以降、グローバル化に対応した取組を新たに実施(トビタテ!留学JAPAN日本代表プログラム、スーパーグローバルハイスクール事業、スーパーグローバル大学創成支援事業等)。
- 「**学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律**」(**大学のガバナンス改革**)(平成27年4月1日施行)
- 「**国立大学法人法の一部を改正する法律**」(指定国立大学法人制度の創設)(平成29年4月1日施行)。東北大学、東京大学、京都大学、東京工業大学、名古屋大学、大阪大学、一橋大学の7法を指定。
- 「理工系人材育成に関する産学官円卓会議」において「理工系人材育成に関する産学官行動計画」を策定(平成28年8月)。本計画を踏まえ、大学関係者による協議体(大学協議体)を設立(平成29年12月)し、教育機関と産業界の議論を継続的に実施。
- 社会人の学び直しを推進するための「**職業実践力育成プログラム(BP)**」認定制度を創設(平成27年7月)。282課程を認定(令和2年4月時点)。

教育再生実行会議の提言と取組（第四次・第五次提言）

第四次提言 高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について
(平成25年10月31日)

- 【主な内容】
- 高校教育の質の向上(達成度テスト(基礎レベル)の創設等)
 - 大学の**人材育成機能の強化**
 - 大学入学者選抜改革(達成度テスト(発展レベル)の創設、多面的・総合的な選抜への転換等)

- 「**高校生のための学びの基礎診断**」の制度創設(平成30年3月)。
- 令和元年11月の「**大学入学英語成績提供システム**」の導入延期や、12月の「**大学入学共通テスト**」における記述式問題の導入見送りを受け、大学入試における英語4技能の評価や記述式出題を含めた大学入試のあり方については「**大学入試のあり方に関する検討会議**」において検討。
- 大学入学者選抜における多面的な評価に関する具体的な内容や手法等については「**大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議**」において検討。
- 大学教育について、**学校教育法施行規則を改正し、「三つの方針」**(①卒業認定・学位授与、②教育課程編成・実施、③入学者受入れ)の一体的な策定・公表を制度化(平成29年4月施行)。

(注3)「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について(答申)」(平成26年12月)

第五次提言 今後の学制等の在り方について
(平成26年7月3日)

- 【主な内容】
- 小中一貫教育の制度化
 - 高等教育機関における編入学等の柔軟化
 - 実践的な職業教育を行う**高等教育機関の制度化**

- 中教審答申(注4)をとりまとめ、「**学校教育法等の一部を改正する法律**」(**義務教育学校等の制度化、高等学校専攻科からの大学への編入学の制度化等**)(平成28年4月1日施行)。
- 義務教育学校の数：94校(令和元年5月1日現在)
- 高等学校(専攻科)から大学へ編入学した生徒の数：22名
- 有識者会議を経て、中教審答申(注5)をとりまとめ、「**学校教育法の一部を改正する法律**」(**専門職大学及び専門職短期大学の制度化**)(平成31年4月1日施行)。「**専門職大学設置基準**」及び「**専門職短期大学設置基準**」を制定するとともに、大学設置基準等を改正し既存の大学・短期大学における専門職学科も制度化。設置認可審査を実施し、専門職大学9校、専門職短期大学2校が開設(令和2年4月現在)。

(注4)「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効率的なシステムの構築について(答申)」(平成26年10月)

(注5)「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について(答申)」(平成28年5月)

教育再生実行会議の提言と取組（第六次提言）

第六次提言 「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について
(平成27年3月4日)

【主な内容】

- 誰もが「**学び続け**」、挑戦できる社会の実現
- 女性、高齢者、障害者など「**全員参加型社会**」の実現
- コミュニティ・スクール、地域学校協働活動をはじめとした**学校と地域の連携・協働の在り方**の検討
- 奨学金等を活用した**大学生等の地方定着**の促進
- 地（知）の拠点となる大学等に支援

- 「**全員参加型社会**」の実現に向けた文科省と厚労省の連携協議の場を設置（平成27年4月～、平成29年4月までに7回会議を開催）。
- 女性・高齢者・障害のある児童生徒等の学びや社会参加の促進のための各種事業を実施。
- コミュニティ・スクールの推進・加速や地域学校協働活動の促進等に向けた「**次世代の学校・地域**」創生プランを策定（平成28年1月文科大臣決定）。
- 中教審答申（注6）をとりまとめ、「**義務標準法等一部改正法**」（**学校運営協議会設置（コミュニティ・スクール導入）の努力義務化**や**地域学校協働活動の推進**等）（注7）（平成29年4月1日施行）。
- 学校を核とした地域力強化のための仕組みづくりや、地域の活性化を推進するため、「**コミュニティ・スクール推進体制構築事業**」、「**地域学校協働活動推進事業**」を実施。
- 奨学金を活用した大学生等の地方定着を促進するため、日本学生支援機構の無利子奨学金における地方創生枠の設定や、奨学金返還支援制度（注8）を創設（平成27年度～）。32府県が奨学金返還支援制度を実施（平成31年4月時点）。
- 地域課題の解決に取り組み、地（知）の拠点となる大学に対する支援（COC+）を充実強化（平成27年度～）。

（注6）「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」（平成27年12月）

（注7）「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」

（注8）大学等卒業後、地方の企業等に就職した場合、大学等在学時に貸与を受けた奨学金の返還について支援を受ける制度

教育再生実行会議の提言と取組（第七次・第八次提言）

第七次提言 これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について
(平成27年5月14日)

【主な内容】

- ICT活用による学びの環境の革新と情報活用能力の育成
- アクティブ・ラーニング**の推進
- 教師に優れた人材が集まる改革（育成指標の明確化、全国的な育成支援拠点の整備等）

- 有識者会議における議論をもとに、「**教育の情報化加速化プラン**」を策定（平成28年7月）。
- 学習者用デジタル教科書**を制度化する「**学校教育法等の一部を改正する法律**」（平成31年4月1日施行）。
- 中教審答申（注9）（各教科等の具体的な在り方、主体的・対話的で深い学び（**アクティブ・ラーニング**）の視点からの授業改善、カリキュラム・マネジメントの確立等）を踏まえ、平成29年3月に小・中学校学習指導要領を、平成30年3月に高等学校学習指導要領を改訂。新学習指導要領においては、情報活用能力を「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け。
- 中教審答申（注10）を受け、養成・採用・研修を通じた教員の資質向上に向けた「**次世代の学校・地域**」創生プランの策定（平成28年1月文科大臣決定）。
- 「**教育公務員特例法等の一部を改正する法律**」（**校長及び教員としての資質の向上に関する指標の全国的な整備、独立行政法人教員研修センターの機能強化**等）（平成29年4月1日施行）。各地域において、教育委員会と大学等の協議を経て、指標及び教員研修計画を策定。

（注9）「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月）

（注10）「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」（平成27年12月）

第八次提言 教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について
(平成27年7月8日)

【主な内容】

- 「**幼児教育の段階的無償化及び質の向上**」、「**高等教育段階における教育費負担軽減**」を優先した教育投資
- 民間資金の活用、税制の見直し等による**教育財源確保**
- 国民の理解の醸成

- 高等教育段階の教育費負担軽減について、「**独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律**」（**給付型奨学金制度の創設**）（平成29年4月1日施行）。特に経済的に厳しい者（私立自宅外生、児童養護施設退所者等）を対象に平成29年度に創設・先行実施、平成30年度から本格実施。
- また、更なる教育の無償化・負担軽減を推進するため、「**子ども・子育て支援法の一部を改正する法律**」を令和元年10月1日に施行し、**幼児教育・保育の無償化**（3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用の無償化）及び**質の向上**を着実に実施。「**大学等における修学の支援に関する法律**」（令和2年4月1日施行）。さらに、年取590万円未満世帯を対象とした**私立高等学校授業料の実質無償化**（令和2年4月～）を実施。
- 国立大学法人等への個人寄附のうち、経済的理由により修学困難な学生等に対する修学支援事業に充てられるものについて、**税額控除**を導入（平成28年度～）。
- 客観的な根拠を重視した教育政策の推進、教育投資の在り方などを盛り込んだ、**第3期教育振興基本計画**を策定（平成30年6月15日閣議決定）。文部科学省の組織再編を通じ、教育分野のEBPM推進体制を構築。

教育再生実行会議の提言と取組（第九次提言）

第九次提言 全ての子どもたちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ
(平成28年5月20日)

【主な内容】

- 発達障害など障害のある子供や不登校等の子供、日本語能力が十分でない子供など、**一人一人の課題へのきめ細かな対応**の充実
- 特に優れた能力をさらに伸ばす教育の充実
- 給付型奨学金の検討**など、家庭の教育費負担の軽減

- 「**個別的教育支援計画**」や「**個別の指導計画**」を通級による指導や特別支援学級に在籍する児童生徒全員（注11）に作成する旨を改訂後の小・中学校、高等学校学習指導要領に記載。また、学校教育法施行規則を改正し、「**個別的教育支援計画**」の作成に当たっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と情報共有を図ることとした（平成30年8月27日施行）。
- 高等学校における通級による指導を制度化（平成30年4月1日施行）。また、**高校標準法施行令を改正**（平成30年4月1日施行）し、**公立高等学校における通級による指導のための加配定数措置**を可能とした。
- 不登校児童生徒等への支援について、「**教育機会確保法**」（注12）（主に平成29年2月14日施行）や基本指針（平成29年3月文科大臣決定）を踏まえ、**教育相談体制の充実**や、**不登校特例校や教育支援センター、夜間中学の設置促進**等に関する事業を実施。
- 「**義務標準法等一部改正法**」（注13）（**障害に応じた特別の指導（通級による指導）**や**外国人児童生徒等教育の充実のための教員の基礎定数化**等）（平成29年4月1日施行）。平成29年度～令和8年度の10年間で、加配定数（平成28年度64,000人）の約3割を基礎定数化。
- 「**独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律**」（**給付型奨学金制度の創設**）（平成29年4月1日施行）。特に経済的に厳しい者（私立自宅外生、児童養護施設退所者等）を対象に平成29年度に創設・先行実施、平成30年度から本格実施。（再掲）

（注11）小・中学校においては、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受ける児童生徒、高等学校においては、通級による指導を受ける生徒

（注12）「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」

（注13）「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」

教育再生実行会議の提言と取組（第十次提言）

第十次提言 自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上
(平成29年6月1日)

- 【主な内容】
- 家庭の教育力向上に向けた、総合的な家庭教育支援や訪問型家庭教育支援、子供と向き合う時間の確保の推進
 - 地域の教育力の向上のための、コミュニティ・スクールの導入促進や地域学校協働活動の推進
 - 学校の教育力の向上のための、教師の働き方改革
 - 子供たちの自己肯定感を育む取組の促進

- 様々な困難や課題を抱える家庭への教育・福祉の包括的・一体的支援が行われるよう、文部科学省及び厚生労働省の関係局課による「教育・福祉の連携・協力推進会議」を開催（平成29年7月～）。事例集をとりまとめ、平成30年7月に公表。
- 子育て支援と家庭教育支援の連携体制整備や、訪問型家庭教育支援を含めた地域における家庭教育支援を推進。
- 官房長官を議長とするキッズウィーク総合推進会議を設置（平成29年7月～）。学校教育法施行令の一部改正（平成29年9月施行）等により、学校休業日の分散化、有給休暇の取得、多様な活動機会の確保等を促進。
- コミュニティ・スクール推進体制の構築や地域学校協働活動の推進等に関する事業を実施。
- 「給付法一部改正法」(注15)（在校等時間の上限時間等を定める「指針」の策定（令和2年4月1日施行）、「休日のまとめ取り」のための一年単位の变形労働時間制の活用（令和3年4月1日施行）等）。学校における働き方改革に関する中教審答申（注14）を踏まえ、文部科学大臣を本部長とする「学校における働き方改革推進本部」の下、作成した工程表に基づく施策の着実な展開、「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」(令和元年12月)の公表及び効果的な取組事例の横展開等の総合的な取組を推進するとともに、学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実に必要な経費を令和2年度予算に計上。

(注14)「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」(平成31年1月)
(注15)「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」

教育再生実行会議の提言と取組（第十一次提言）

第十一次提言 技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について
(令和元年5月17日)

- 【主な内容】
- Society5.0で求められる力の育成、新たな学びの基盤となるICT環境整備の推進
 - 普通科等の学科の在り方の見直し、高等学校と地域や大学等との連携の推進
 - 高等学校における文系・理系のバランスのとれた教育、文系・理系に偏った大学入学者選抜の在り方の見直し

- 平成31年4月に「新しい時代の初等中等教育の在り方について」中教審に諮問し、Society5.0時代の到来に向けて、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びを実現し、全国津々浦々の学校において質の高い教育活動を実施可能とする環境を整備するための方策について審議中。その中で、これからの学びを支えるICTや先端技術の効果的な活用や、高等学校における各学科の在り方、文系・理系にかかわらない科目の履修、STEAM教育の推進などについて検討。
- ICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用に向け、「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」を取りまとめ。（令和元年6月）
- 「GIGAスクール構想」の実現に向け、学校における高速大容量の通信ネットワークと児童生徒一人一台端末の一体的な整備に係る経費を、令和元年度補正予算に計上。
- 地域を分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」を実施（令和元年度～）。
- 将来、イノベティブなグローバル人材を育成するため、文理両方を学ぶ高等学校改革と高大接続改革を推進するリーディングプロジェクトとして「WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業」を実施（令和元年度～）。
- 大学入学者選抜においては、引き続き、多くの教科・科目の出題を推進する。加えて、私立大学等改革総合支援事業において、入学者選抜体制の充実強化、高等学校教育と大学教育の連携強化等、高大接続改革への取組を推進するとともに、国立大学法人運営費交付金でも学生の資質を多面的・総合的に評価し伸長するための取組やカリキュラムの改善を推進。

第2節 教育振興基本計画に基づく教育施策の推進

1 はじめに

平成18年に「教育基本法」が改正され、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化などの今日的な課題を踏まえ、教育の基本理念が示されました。この理念の実現に向けて、「教育基本法」の規定に基づき、政府の教育に関する総合的な計画として策定されるのが「教育振興基本計画」です。20年に政府は初めての「教育振興基本計画」を策定し、その後、様々な社会情勢の変化や、東日本大震災の発生などを踏まえ、25年6月に「第2期教育振興基本計画」を策定し、「教育基本法」の理念の実現に向けた諸施策を総合的・計画的に実施してきました。

2 第3期教育振興基本計画の策定について

平成28年4月に、30年度から令和4年度を対象年度とする「第3期教育振興基本計画」の策定について中央教育審議会に諮問が行われました。諮問の内容は大きく2点あり、1点目は「2030年以降の社会の変化を見据えた、教育政策の在り方について」、2点目は「各種教育施策について、その効果の専門的・多角的な分析、検証に基づき、より効果的・効率的な教育施策の立案につなげるための方策について」です。

諮問に基づいて、中央教育審議会において審議が重ねられ、平成30年3月に「第3期教

育振興基本計画について（答申）」が取りまとめられました。「第2期教育振興基本計画」の進捗状況の客観的な点検が行われ、点検の結果は、より効果的・効率的な施策の実施に生かされるとともに、これまでの取組の成果、取り組むべき課題として「第3期教育振興基本計画について（答申）」に反映されています。

その後、政府内での調整を経て、平成30年6月15日に第3期の「教育振興基本計画」（以下、「第3期計画」という。）が閣議決定されました。

（1）我が国における今後の教育政策の方向性

第3期計画の第1部では、「教育基本法」に規定する教育の目的や目標を教育の普遍的な使命として掲げるとともに、教育をめぐる現状や課題として、これまでの取組の成果や2030年以降の変化等を見据え、取り組むべき課題が述べられています。その上で、「第2期教育振興基本計画」の「自立」「協働」「創造」の三つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を継承しつつ、「人生100年時代」、「超スマート社会（Society5.0）」の到来に向け、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組むとされています。

また、今後の教育政策に関する基本的な方針として、

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
3. 生涯学び、活躍できる環境を整える
4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
5. 教育政策推進のための基盤を整備する

の五つの方針が打ち出されています。

さらに、今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点として、客観的な根拠を重視した教育政策の推進、教育投資の在り方、新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造が挙げられています。客観的な根拠を重視した教育政策の推進では、教育政策においてPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要であること、客観的な根拠に基づく政策立案（EBPM：Evidence - Based Policy Making）を推進する体制を文部科学省に構築すること、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化、提供体制等の改革を推進することなどが述べられています。また、教育投資の在り方では、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）に基づく取組の着実な実施により教育費負担の軽減の実現を大きく進めることや、各教育段階における教育の質の向上のための教育投資を確保すること、経済協力開発機構（OECD）諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保していくことなどが述べられています。さらに、新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造に向けて、研究開発や先導的な取組を推進することや、地域課題の解決に向けた社会教育システムを構築することなどについて提言されています（[図表2-1-3](#)）。

図表 2-1-3 第3期教育振興基本計画概要

※計画期間：2018～2022年度 第3期教育振興基本計画（概要）	
第1部 我が国における今後の教育政策の方向性	
I 教育の普遍的な使命 改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要	
II 教育をめぐる現状と課題	III 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項
1 これまでの取組の成果 ○初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持 ○給付型奨学金制度、所得連動返還型奨学金制度の創設 ○学校施設の耐震化の進展 等 2 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題 (1) 社会状況の変化 人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子供の貧困、地域間格差 等 (2) 教育をめぐる状況変化 ○子供や若者の学習・生活面の課題 ○地域や家庭の状況変化 ○教師の負担 ○高等教育の質保証等の課題 (3) 教育をめぐる国際的な政策の動向 OECDによる教育政策レビュー等	第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す ≪個人と社会の目指すべき姿≫ (個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成 (社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展 ≪教育政策の重点事項≫ ○「超スマート社会（Society5.0）」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要 ○教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む
IV 今後の教育政策に関する基本的な方針	1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する 3 生涯学び、活躍できる環境を整える 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する 5 教育政策推進のための基盤を整備する
V 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点	
1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進 ・教育政策においてPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要 企画・立案段階：政策目標、施策を総合的・体系的に示す【ロジックモデルの活用、指標設定】 実施段階：毎年、各施策のフォローアップ等を踏まえ着実に実施 [職員の育成、先進事例の共有] 評価・改善段階：政策評価との連携、評価結果を踏まえた施策・次期計画の改善 ・客観的な根拠に基づく政策立案（EBPM（Evidence-Based Policy Making））を推進する体制を文部科学省に構築、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化、提供体制等の改革を推進	2. 教育投資の在り方（第3期計画期間における教育投資の方向） ・人材への投資の抜本的な拡充を行うため、「新しい経済政策パッケージ」等を着実に実施し、教育費負担を軽減 ・各教育段階における教育の質の向上のための教育投資の確保 ◇学校指導体制・指導環境整備、チーム学校 ◇学校施設の安全性確保（防災・老朽化対策） ◇大学改革の徹底・教育研究の質的向上 ◇社会人のリカレント教育の環境整備 ◇若手研究者安定的雇用、博士課程学生支援 ◇大学施設の改修 など ・OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保 ・その際、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し、国民の理解を醸成
3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造 ・超スマート社会（Society 5.0）の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、次世代の学校の在り方など、未来志向の研究開発を不断に推進 ・人口減少・高齢化などの、地域課題の解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな政策を展開 ・次世代の教育の創造に向けた研究開発と先導的な取組を推進	

(2) 今後5年間の教育政策の目標と施策群

第3期計画の第2部では、第1部で示された五つの基本的な方針に沿って、平成30年度から令和4年度までの5年間における1. 教育政策の目標、2. 目標の進捗状況を把握するための指標、3. 目標を実現するために必要となる施策群が示されています（図表2-1-4）。

また、地方公共団体において、各地域の実情を踏まえ、特色のある目標や施策を設定し、取組を進めていくことの重要性についても言及されています。

文部科学省としては、第3期計画を踏まえ、生涯を通じた一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化に向け、今後の教育政策の推進に努めてまいります。

図表 2-1-4 今後5年間の教育政策の目標と施策群

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群			
第1部で示した5つの基本的な方針ごとに、 ①教育政策の目標 ②目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標 ③目標を実現するために必要となる施策群を整理			
	基本的な方針	教育政策の目標	測定指標・参考指標 → 施策群
1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	(1) 確かな学力の育成<主として初等中等教育段階>	○知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和のとれた個人を育成し、OECDのPISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持	○新学習指導要領の着実な実施等 ○子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成 ○いじめ等への対応の徹底、人権教育 など
	(2) 豊かな心の育成<〃>	○自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の改善	
	(3) 健やかな体の育成<〃>	○いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の改善	など
2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	(4) 問題発見・解決能力の修得<主として高等教育段階>		
	(5) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成<生涯の各段階>		
	(6) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進<〃>	○外国人留学生数30万人を引き続き目指していくとともに、外国人留学生の日本国内での就職率を5割とする ○修士課程修了者の博士課程への進学率の増加 など	○日本人生徒・学生の海外留学支援 ○大学院教育改革の推進 など
3 生涯学び、活躍できる環境を整える	(7) グローバルに活躍する人材の育成		
	(8) 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成		
	(9) スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成	○これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上 ○大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする など	○新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討 ○社会人が働きながら学べる環境の整備 など
4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	(10) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進		
	(11) 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進		
	(12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進		
5 教育政策推進のための基盤を整備する	(13) 障害者の生涯学習の推進		
	(14) 家庭の経済状況や地理的条件への対応	○生活保護世帯に属する子供、ひとり親家庭の子供、児童養護施設の子供の高等学校等進学率、大学等進学率の改善 など	○教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援 など
	(15) 多様なニーズに対応した教育機会の提供		
	(16) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等	○小中学校の教諭の1週間当たりの学内総勤務時間の短縮 ○学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備	○教職員指導体制・指導環境の整備 ○学校のICT環境整備の促進 ○安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進 など
	(17) ICT利活用のための基盤の整備		
	(18) 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備	○緊急的に老朽化対策が必要な公立小中学校施設の未改修面積の計画的な縮減 ○私立学校の耐震化等の推進（早期の耐震化、天井等落下防止対策の完了） ○学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の改善 など	
	(19) 児童生徒等の安全の確保		
	(20) 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革		
	(21) 日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化		

第3節 教育施策の総合的推進のための調査研究

国立教育政策研究所は、教育政策に関する総合的な国立の研究機関として、初等中等教育から高等教育、生涯学習、文教施設までの教育行政全般にわたって、将来の政策形成のための先行的調査や既存の施策の検証など、教育改革の裏付けとなる基礎的な調査研究を進めています。また、国際的な共同研究に我が国の代表として参画するほか、児童生徒の学力の全国的な実態把握、教育委員会や学校と連携した調査研究、教育課程や生徒指導・進路指導に関する国内の教育関係者への情報提供など、幅広い活動を展開しています。

1 政策課題に対応した調査研究

重要な課題に対応し、外部の研究者や行政担当者などが幅広く参画するプロジェクト研究を行っています。令和元年度は、ICT・AIなど進展する高度情報技術を学校教育に積極的に取り入れることにより教育の質を一層高めていく教育革新を推進するための方策検討に資する知見を提供することを目指し、高度情報技術を生かすための検討課題の整理、高度情報技術の進展に応じた教育革新を推進する上での促進条件の解明、高度情報技術を活用した技術の開発を行う「高度情報技術の進展に応じた教育革新に関する研究」を開始しました。また、「客観的根拠を重視した教育政策の推進に関する基礎的研究」として、教育政策におけるEBPM（Evidence-Based Policy Making）の推進に当たっての課題解決に資する基礎的な知見を提供するための調査研究等を行っています。

2 専門的事項に関する調査研究及び教育活動支援

令和元年度は、児童生徒の学力の実態などを把握するための「全国学力・学習状況調査」*1における教科に関する調査の問題を作成しました。そして、その調査結果の分析を行い、教育委員会、学校等の指導の改善・充実に資するよう、「解説資料」、「報告書」、「授業アイディア例」*2を作成しました。

あわせて、平成30年度全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、理科の映像指導事例集も作成しました。

また、教育委員会等を対象とした説明会の開催、教育委員会が主催する研修会等に学力調査官等を派遣するなど、指導・助言を行いました。

さらに、研究指定校事業において、効果的な教育課程の編成や指導方法の改善・充実に関する実践的な研究を推進し、研究協議会等においてそれらの成果の普及を図っています。

そのほか、指導の参考となる資料の作成を進め、令和元年度は、「学習評価の在り方ハンドブック（小・中学校編）（高等学校編）」及び小・中学校の各教科等で「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」*3を作成・公表しました。

加えて、いじめや不登校、キャリア教育、幼児教育、社会教育、学校施設に関する調査研究を踏まえ、各種の指導資料や参考資料を作成し配布するほか、各種の研修事業等を実施しています。

3 国際共同研究等

国立教育政策研究所は、経済協力開発機構（OECD）が実施する「生徒の学習到達度調査（PISA：ピザ）」、「国際教員指導環境調査（TALIS：タリス）」、「国際幼児教育・保育従事者調査」のほか、国際教育到達度評価学会（IEA：International Association for the Evaluation of Educational Achievement）が実施する「国際数学・理科教育動向調査（TIMSS：ティムズ）」などの国際的な比較研究に日本代表機関として参画し、これらの問題や質問紙の作成、調査の実施、結果の分析などを担当しています。

2019（令和元）年度は、TALISの2018（平成30）年調査（以下、「TALIS2018」という。）、PISAの2018（平成30）年調査（以下、「PISA2018」という。）、国際幼児教育・保育従事者調査の2018（平成30）年調査の結果を公表しました。

（1）OECD国際教員指導環境調査（TALIS2018）の結果

OECD国際教員指導環境調査（TALIS：Teaching and Learning International Survey）は、学校の学習環境と教員及び校長の勤務環境に焦点を当てた国際調査です。

2008年に第1回調査（参加24か国・地域、日本は不参加）、2013年に第2回調査（日本を含む34か国・地域が参加）、2018年に第3回調査（日本を含む48か国・地域が参加）が実施されました。

TALIS2018の結果によると、まず日本の小中学校では学級における規律が整っており、学習の雰囲気も良好であることが明らかになりました。特に中学校教員においては前回2013年度調査と比較して一層良い結果となっています（図表2-1-5）。

*1 参照：第2部第4章第2節 2

*2 参照：<https://www.nier.go.jp/19chousa/19chousa.htm>
<https://www.nier.go.jp/19chousakekkahoukoku/index.html>
<https://www.nier.go.jp/jugyourei/h31/index.htm>

*3 参照：<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryoku.html>

図表 2-1-5 学級の規律と学習の雰囲気

<学級の規律と学習の雰囲気>

- 学級の規律と学習の雰囲気について、日本はよい結果を示しており、例えば、「児童生徒が授業を妨害するため、多くの時間が失われてしまう」教員の割合は、**中学校は参加国中2番目に低く、小学校は参加国中で最も低い。**
- 「授業を始める際、児童生徒が静かになるまでかなり長い時間待たなければならない」及び「この学級の児童生徒は良好な学習の雰囲気を作り出そうとしている」について、**前回調査と比べて一層よい結果**となっている。

		児童生徒が授業を妨害するため、多くの時間が失われてしまう(a)	授業を始める際、児童生徒が静かになるまでかなり長い時間待たなければならない(a)	教室内はとても騒々しい(a)	この学級の児童生徒は良好な学習の雰囲気を作り出そうとしている(a)
中学校	日本	8.1%	11.4%*	12.4%	85.2%*
	日本(前回調査)	(9.3%)	(14.7%)	(13.3%)	(80.6%)
	参加48か国平均	27.1%	26.1%	24.5%	73.0%
小学校	日本	10.9%	16.4%	16.5%	86.8%

※ 対象学級(回答日の前の週の火曜日の午前11時以降最初に教えた学級)について、以上のことが、「非常に良く当てはまる」、「当てはまる」、「当てはまらない」、「全く当てはまらない」のうち、「非常に良く当てはまる」又は「当てはまる」との回答について整理している。

※ OECDは、(a)を付した全ての項目において統計的有意差検定を行い、「」は、今回2018年調査の日本の結果は前回2013年調査と比べて統計的有意差があると示している。

一方、日本の小中学校教員の1週間あたりの仕事時間は参加国の中で最長です。前回2013年調査と同様に、中学校の課外活動(スポーツ・文化活動)の指導時間が特に長いことが明らかとなりました。他方で、日本の小中学校教員が職能開発活動に使った時間は、参加国中で最短となっています(図表2-1-6)。

図表 2-1-6 教員の仕事時間

<教員の仕事時間>

- 小中学校ともに、日本の教員の1週間当たりの仕事時間の合計は、参加国の中で最長。
- 日本の中学校教員の「指導(授業)」時間や「児童生徒の課題の採点や添削」に従事した時間は、参加国平均と同程度である。一方、日本の中学校教員は「課外活動の指導(例：放課後のスポーツ活動や文化活動)」の時間が特に長い。
- また、日本では小中学校ともに、「一般的な事務業務(教員として行う連絡事務、書類作成その他の事務業務を含む)」が長い傾向にあるほか、「学校内外で個人で行う授業の計画や準備」、「学校内での同僚との共同作業や話し合い」、「学校運営業務への参画」に従事した時間も長い。
- 他方、日本では小中学校ともに、「職能開発活動」に使った時間が、参加国の中で最短。
- 前回調査と比べて、日本の中学校教員の仕事時間の合計は長くなっている。

		【仕事時間の合計】	指導(授業)(a)	学校内外で個人で行う授業の計画や準備(a)	学校内での同僚との共同作業や話し合い	児童生徒の課題の採点や添削	児童生徒に対する教育相談(例：児童の監督指導、インターネットによるカウンセリング、進路指導、非行防止指導)
中学校	日本	56.0時間	18.0時間	8.5時間	3.6時間	4.4時間	2.3時間
	日本(前回調査)	(53.9時間)	(17.7時間)	(8.7時間)	(3.9時間)	(4.6時間)	(2.7時間)
	参加48か国平均	38.3時間	20.3時間	6.8時間	2.8時間	4.5時間	2.4時間
小学校	日本	54.4時間	23.0時間	8.6時間	4.1時間	4.9時間	1.3時間

		学校運営業務への参画	一般的な事務業務(教員として行う連絡事務、書類作成その他の事務業務を含む)(a)	職能開発活動	保護者との連絡や連携	課外活動の指導(例：放課後のスポーツ活動や文化活動)	その他の業務
中学校	日本	2.9時間	5.6時間	0.6時間	1.2時間	7.5時間	2.8時間
	日本(前回調査)	(3.0時間)	(5.5時間)	-	(1.3時間)	(7.7時間)	(2.9時間)
	参加48か国平均	1.6時間	2.7時間	2.0時間	1.6時間	1.9時間	2.1時間
小学校	日本	3.2時間	5.2時間	0.7時間	1.2時間	0.6時間	2.0時間

また、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善や探究的な学習に関わる指導実践について、頻繁に行う日本の中学校教員の割合は、前回2013年調査と比べて増えていますが、依然として低い結果となりました。同様に生徒にICTを活用させることについても頻繁に行う日本の中学校教員の割合は前回2013年調査と比べて増えていますが、依然として低い状況です（図表2-1-7）。

図表 2-1-7 指導実践

＜指導実践＞

- OECDが質問紙調査で示した指導実践のうち、学級経営や指導の明確さに関わる項目について、頻繁に行う日本の小中学校教員の割合は、他の項目と比べて高い。
- 前回2013年調査と比べると、以下の項目について、**頻繁に行う日本の中学校教員の割合は増えているが依然として低い。**
 「新しい知識が役立つことを示すため、日常生活や仕事での問題を引き合いに出す」
 「児童生徒を少人数のグループに分け、問題や課題に対する合同の解決法を出させる」
 「児童生徒に課題や学級での活動にICT（情報通信技術）を活用させる」
- また、日本の中学校教員については、以下の項目において、参加国平均と比べて顕著に低い。
 「批判的に考える必要がある課題を与える」
 「明らかな解決法が存在しない課題を提示する」

		児童生徒に何を学んでほしいかを説明する	授業の始めに目標を設定する	教室でのルールを守るよう児童生徒に伝える	新しい学習内容と過去の学習内容がどのように関連しているか説明する	自分の話を聞かせる児童生徒に伝える	新しい知識が役立つことを示すため、日常生活や仕事での問題を引き合いに出す (a)
中学校	日本	84.9%	84.3%	64.2%	63.1%	62.9%	53.9%*
	日本（前回調査）	—	—	—	—	—	—
	参加48か国平均	90.4%	83.4%	72.4%	86.2%	70.2%	76.7%
小学校	日本	88.1%	93.4%	77.6%	68.6%	72.9%	55.6%

		児童生徒を少人数のグループに分け、問題や課題に対する合同の解決法を出させる (a)	全児童生徒が単元の内容を理解していることが確認されるまで、類似の課題を児童生徒に演習させる (a)	複雑な課題を解く際に、その手順を各自で選択するよう児童生徒に指示する (a)	児童生徒に課題や学級での活動にICT（情報通信技術）を活用させる (a)	明らかな解決法が存在しない課題を提示する (a)	批判的に考える必要がある課題を与える (a)
中学校	日本	44.4%*	31.3%	24.9%	17.9%*	16.1%	12.6%
	日本（前回調査）	(32.5%)	(31.9%)	—	(9.9%)	—	—
	参加48か国平均	52.7%	71.3%	47.0%	51.3%	37.5%	61.0%
小学校	日本	56.1%	55.8%	38.9%	24.4%	15.2%	11.6%

※各項目を行う頻度として、「いつも」、「しばしば」、「時々」、「ほとんどなし」のうち、「いつも」又は「しばしば」との回答について整理している。
 ※日本（前回調査）において、「—」は、今回2018年調査で初めて設けられた項目である。
 ※OECDは(a)を付した項目において統計的有意差検定を行い、「」は、今回2018年調査の日本の結果が前回2013年調査と比べて統計的有意差があると示している。

（2）OECD生徒の学習到達度調査（PISA2018）の結果

OECD生徒の学習到達度調査（PISA：Programme for International Students Assessment）は、義務教育修了段階の15歳児の生徒（日本は高等学校1年生）が、自らの知識や技能を実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかを評価することを目的としています。調査は、2000（平成12）年から3年ごとに、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野について行われています。前回2015（平成27）年からは、筆記型調査からコンピュータ使用型調査へ移行しました。

2018（平成30）年調査の結果によると、日本の読解力の平均得点は504点であり、OECD平均より高得点のグループに位置していますが、前回2015（平成27）年調査から統計的に有意に低下しています。日本の数学的リテラシーの平均得点は527点であり、北京・上海・江蘇・浙江、シンガポール、マカオ、香港、台湾に次いで高く、2003（平成15）年以降の調査との比較では統計的な有意差はありません。日本の科学的リテラシーの平均得点は529

点であり、北京・上海・江蘇・浙江、シンガポール、マカオ、エストニアに次いで高く、2015（平成27）年調査との比較では9点低く、統計的な有意差がありました。いずれの分野においても、平均得点の2000年以降の長期トレンドは統計的に有意な上昇・下降がない類型であるとOECDは分析しています（図表2-1-8）。

図表2-1-8 PISA2018 参加国・地域（79か国・地域）における平均得点の国際比較

	読解力	平均得点	数学的リテラシー	平均得点	科学的リテラシー	平均得点
1	北京・上海・江蘇・浙江	555	北京・上海・江蘇・浙江	591	北京・上海・江蘇・浙江	590
2	シンガポール	549	シンガポール	569	シンガポール	551
3	マカオ	525	マカオ	558	マカオ	544
4	香港	524	香港	551	エストニア	530
5	エストニア	523	台湾	531	日本	529
6	カナダ	520	日本	527	フィンランド	522
7	フィンランド	520	韓国	526	韓国	519
8	アイルランド	518	エストニア	523	カナダ	518
9	韓国	514	オランダ	519	香港	517
10	ポーランド	512	ポーランド	516	台湾	516
11	スウェーデン	506	スイス	515	ポーランド	511
12	ニュージーランド	506	カナダ	512	ニュージーランド	508
13	アメリカ	505	デンマーク	509	スロベニア	507
14	イギリス	504	スロベニア	509	イギリス	505
15	日本	504	ベルギー	508	オランダ	503
16	オーストラリア	503	フィンランド	507	ドイツ	503
17	台湾	503	スウェーデン	502	オーストラリア	503
18	デンマーク	501	イギリス	502	アメリカ	502
19	ノルウェー	499	ノルウェー	501	スウェーデン	499
20	ドイツ	498	ドイツ	500	ベルギー	499
信頼区間※（日本）：499-509		信頼区間（日本）：522-532		信頼区間（日本）：524-534		

※灰色の国・地域は非OECD加盟国・地域を表す。

※信頼区間は調査対象となる生徒全員（母集団）の平均値が存在すると考えられる得点の幅を表す。PISA調査は標本調査であるため、一定の幅をもって平均値を考える必要がある。

※同得点でも順位が異なるのは、小数点以下の数値の差異による。

（3）OECD国際幼児教育・保育従事者調査2018の結果

OECD国際幼児教育・保育従事者調査は、幼稚園、保育所、認定こども園の保育者及び園長・所長の園での実践、勤務環境、研修、管理運営等に焦点を当てて2018年に初めて実施された国際調査です。日本を含む9か国が参加しました。

今回の調査の結果によると、保育者の専門性向上のニーズについて、参加国全体で「特別な支援を要する子供の保育」に対してニーズが大きく、日本の保育者においてはさらに、「保護者や家庭との連携」「子供の発達」「遊びの支援」の研修等のニーズが高くなっています。また、言語、リテラシー（読み書き）、数に関する園での実践のうち、「保育者は、話をしたり聞いたりするときは子供の目線に合わせる」ことについては、日本の保育者の81.3%が非常に当てはまると回答しており、日本の特徴が表れています。

4 研究活動等の成果の公開

国立教育政策研究所の研究・事業活動に関する報告書などは、国立教育政策研究所のウェブサイト^{*4}や同研究所の教育図書館などで広く公開しています。また、シンポジウムの開催や全国の教育研究所で構成される全国教育研究所連盟の大会などを通じて、教育関係者に対して幅広く研究活動等の成果の普及に努めています。

令和元年度は、研究所創立70周年を記念し、国立教育政策研究所の未来を展望すべく、「国立教育政策研究所創立70周年記念シンポジウム～次世代の教育の創造と国立教育政策研究所の未来～」を開催しました。

また、OECDが幼児教育・保育施設の保育者を対象に初めて実施した調査の結果を基に、幼児教育・保育の国際比較から何が見えてくるのか、日本、ノルウェー、韓国の事例を中心に考える機会として、「幼児教育・保育の国際比較—OECD国際幼児教育・保育従事者調査2018の結果から」をテーマに国際シンポジウムを開催しました。

*4 参照：<https://www.nier.go.jp/>